

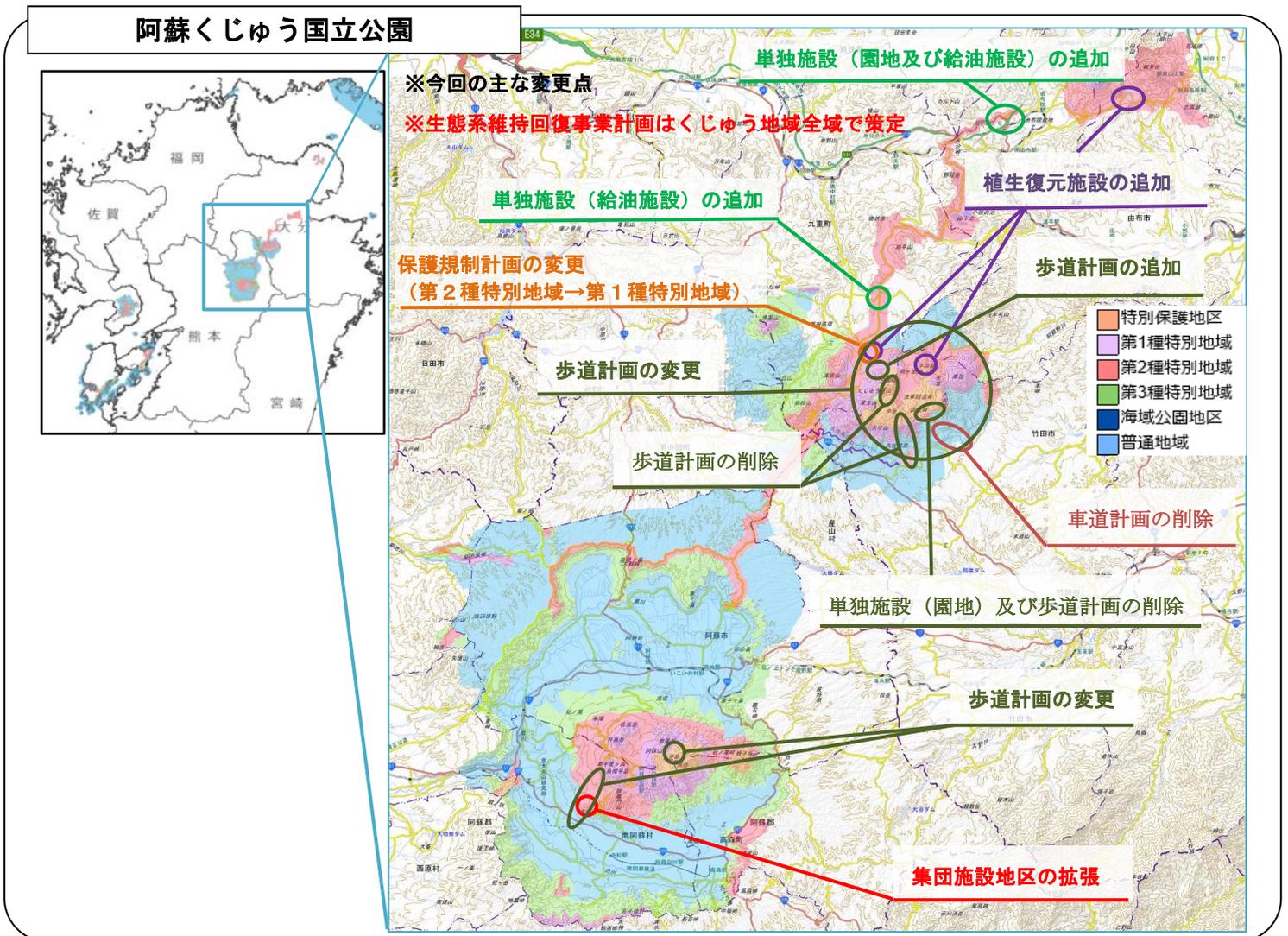
阿蘇くじゅう国立公園の公園区域及び公園計画の変更並びにくじゅう地域生態系維持回復事業計画の策定について

1. 背景

阿蘇くじゅう国立公園は、九州のほぼ中央に位置し、熊本県の阿蘇地域と大分県のくじゅう地域に大別されます。阿蘇地域は、阿蘇五岳を中心に構成されており、世界最大級の複式火山景観と草原美に恵まれ、くじゅう地域は、由布鶴見地域、くじゅう連山及びその山麓に広がる広大な草原並びに草原を横断する別府阿蘇線道路（やまなみハイウェイ）沿線地域から構成されています。

本公園は、昭和9年に阿蘇国立公園として指定され、昭和54年に阿蘇地域、昭和56年にくじゅう地域の全般的な見直しを行い、昭和61年の全域を対象にした第1次点検において、名称を阿蘇くじゅう国立公園に改めました。その後、平成7年（全域）、平成16年（くじゅう地域）、平成21年（阿蘇地域）にそれぞれ点検を行っています。

今回の5次点検では、本公園区域全域を対象とし、国立公園満喫プロジェクト、熊本地震や阿蘇中岳噴火のほか、近年のニホンジカの分布拡大などの社会状況等の変化を踏まえ、必要な変更や生態系維持回復事業計画の策定を自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて行うものです。



2. 変更案のポイント

くじゅう地域内に位置するタデ原湿原の一部について、生物多様性保全の観点から重要であることから、第2種特別地域から第1種特別地域への振替を行います。また、本公園全体において保護施設計画、利用施設計画の見直しを行うほか、本公園の生態系保全のため、くじゅう生態系維持回復計画を新たに策定します。

3. 公園計画の変更案の詳細

- ・ 保護規制計画
 - タデ原（大分県玖珠郡九重町大字田野の一部）
 - 第2種特別地域から第1種特別地域への振替 18ha
- ・ 植生復元施設
 - 追加：猪の瀬戸湿原（大分県別府市）、タデ原湿原（大分県玖珠郡九重町）、平治岳（大分県竹田市）
- ・ 集団施設地区
 - 拡張：地獄垂玉集団施設地区（熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽の一部）
- ・ 単独施設
 - 追加：道の駅ゆふいん園地（大分県由布市）、道の駅ゆふいん給油施設（大分県由布市）
 - 飯田高原給油施設（大分県玖珠郡九重町）
- ・ 道路（車道）
 - 削除：大船山麓線
- ・ 道路（歩道）
 - 追加：長者原指山線
 - 削除：鍋割峠大船山線、久住山三俣山線、沢水稻星山線
 - 変更：九州自然歩道線等（計9路線）
- ・ 生態系維持回復計画
 - 追加：くじゅう生態系維持回復事業（阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域全域）

【参考】阿蘇くじゅう公園の面積（変更後）

【単位：ha】

	特別 地区 保護	特別 第1種 地域	特別 第2種 地域	特別 第3種 地域	普通 地域 （陸域）	（陸 合 域 計）	海 域 公 園 地 区	普通 地域 （海 域）	（海 合 域 計）
公園 全体	1,934	4,425	14,093	15,659	36,906	73,017	—	—	—

4. 生態系維持回復事業計画について

- ・ 生態系維持回復事業計画の名称
 - 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域生態系維持回復事業計画
- ・ 生態系維持回復事業計画の策定者
 - 農林水産省、環境省
- ・ 生態系維持回復事業計画の計画期間
 - パブリックコメント実施後に決定
- ・ 生態系維持回復事業の目標
 - 各地区で取組を進める関係機関・団体と連携し、既存の取組を支援しつつ、くじゅう地域の景観や生態系の構成要素である湿原や草原の保全及び重要な植物群落や落葉広葉樹林に影響を与えているニホンジカや外来種等の対策を通して、くじゅう地域の生態系の維持又は回復を図ることを目標とします。
- ・ 生態系維持回復事業を行う区域
 - 阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域全域

- ・生態系維持回復事業の内容
 - ①生態系の状況の把握及び監視（モニタリング）
 - ②生態系の維持又は回復に支障をきたすおそれのある動植物の防除
 - ③動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ④生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ⑤生態系の維持又は回復に必要な普及啓発
- ・生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
 - ①生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
 - ②生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
 - ③生態系維持回復事業の実施体制に関する事項